

議案第 31 号

橋本市監査委員条例の一部を改正する条例について

橋本市監査委員条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり定めたいので、議会の議決を求める。

平成 31 年 2 月 25 日 提出

橋本市長 平木 哲朗

橋本市監査委員条例の一部を改正する条例

橋本市監査委員条例(平成 18 年橋本市条例第 39 号)の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正後	改正前
(議員のうちから選任される監査委員) 第 2 条 略 (代表監査委員) 第 2 条の 2 代表監査委員は、監査委員の協議により定める。 (事務局の設置) 第 2 条の 3 略 (請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 第 3 項若しくは地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号。以下「公企法」という。)第 34 条の規定による監査の請求又は法第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 5 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない (決算等の審査) 第 8 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項及び公企法第 30 条第 2 項の規定により決算及び証書類が審査に付されたときは、審査に付された日から 60 日以内に意見付けて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。	(議員のうちから選任される監査委員) 第 2 条 略 (事務局の設置) 第 2 条の 2 略 (請求又は要求による監査) 第 3 条 監査委員は、法第 75 条第 1 項、第 98 条第 2 項、第 242 条第 1 項若しくは第 243 条の 2 第 3 項の規定による監査の請求又は第 199 条第 6 項の規定による監査の要求があつたときは、当該監査の請求又は要求を受理した日から 5 日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 (決算等の審査) 第 8 条 監査委員は、法第 233 条第 2 項、第 241 条第 5 項及び地方公営企業法(昭和 27 年法律第 292 号)第 30 条第 2 項の規定により決算及び証書類が審査に付されたときは、審査に付された日から 60 日以内に意見付けて市長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、同条の前に 1 条を加える改正規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。